

住民投票制度について

1. 住民投票制度とは

住民投票とは、特定の問題について、住民が直接に意思を示す制度。

2. 住民投票制度の種類

(1) 現行法上制度化されているもの

| 事 例 | 内 容 | 定められた法等 |
|-------------------|--|------------------|
| 議会の解散請求があったとき | 選挙権を有する者の3分の1以上の署名を得て、その地方公共団体の選挙管理委員会に対して議会の解散を求める請求があった場合は、住民投票に付し、結果、過半数の同意があれば議会は解散する。 | 地方自治法 |
| 議員または長の解職請求があったとき | 選挙権を有する者の3分の1以上の署名を得て、その地方公共団体の選挙管理委員会に対して議員または長の解職を求める請求があった場合は、住民投票に付し、結果、過半数の同意があれば議員または長は失職する。 | 地方自治法 |
| 地方自治特別法に関する住民投票 | ひとつの地方公共団体のみに適用される特別法は、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、制定することができない。 | 日本国憲法 |
| 合併協議会の設置についての住民投票 | 議会で否決された住民請求による合併協議会設置について、改めて合併請求市町村の長または6分の1以上の有権者は住民投票に付することを請求できる。 | 市町村の合併の特例等に関する法律 |

(2) 地方公共団体が定める条例によるもの

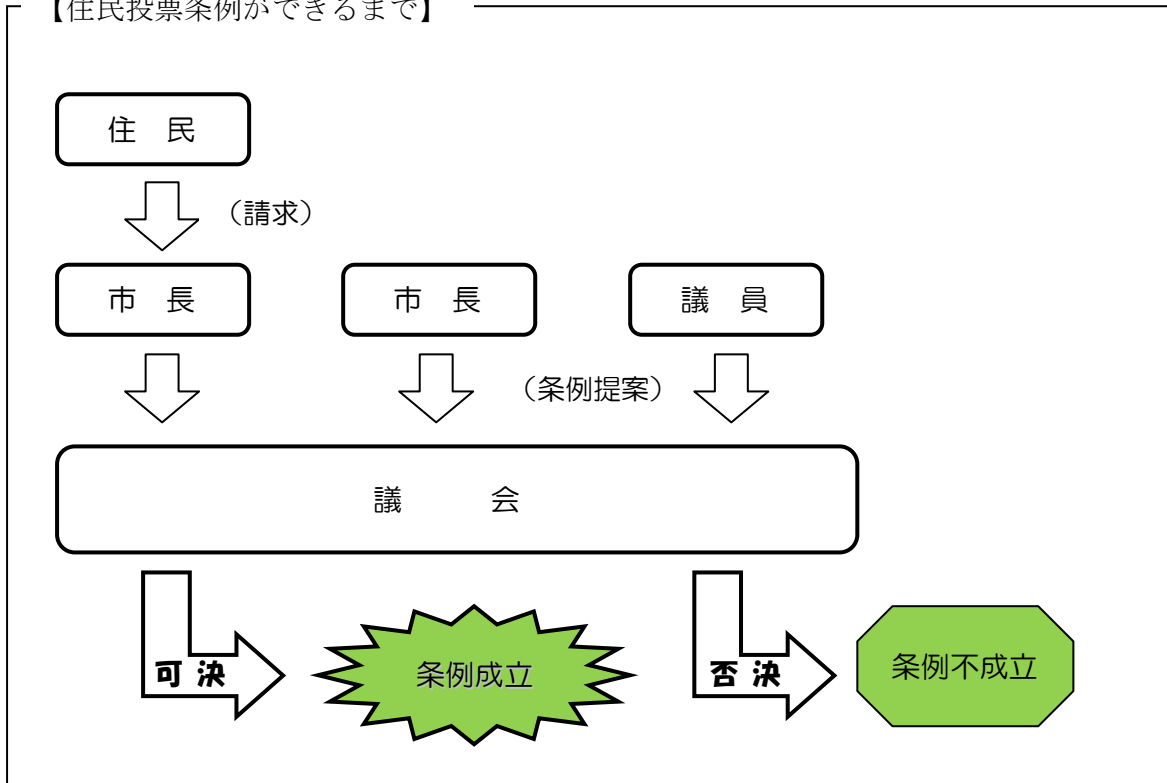
(1) 以外で、地方公共団体が条例で定めるもの。

条例による住民投票を行うためには、「住民投票条例」の制定が必要になる。

| 請求・提案者 | 方 法 |
|-------------------|--|
| 住民による請求 (直接請求) | 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例の制定又は改廃の請求をすることができる。 |
| 議員 | 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議案を提出することができる。ただし、議案を提出するに当たっては、議員の定足の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。 |
| 首長 | 普通地方公共団体の長は、普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出することができる。 |

以上の方法により、住民投票条例の制定についての請求もしくは提案をした後、議会の議決を経ることにより、条例が制定される。

【住民投票条例ができるまで】



3. 条例による住民投票の性格

条例で定める住民投票制度は、住民の利害に関連をもつ市政運営上の事項（環境破壊につながる大規模な開発、基地誘致、ごみ処理施設の建設など）について、直接、住民の意思を確認するために行われるもので、あくまでも議会制間接民主主義を補完し、住民の意思を把握するための制度である。しかし、首長は住民投票によって示された意見を最大限に尊重することが望ましいとされる。

4. 住民投票条例の種類

住民投票条例には「個別型」と「常設型」の2種類がある。

(1) 個別型（非常設型）

住民意思の確認の必要性が生じた場合に、首長や議員の提案または直接請求により、案件ごとに議会の議決を経て条例を制定し、住民投票を実施するもの。

| メリット | デメリット |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 個別案件ごとに投票の必要性を議会で審議することから、制度の濫用を防止できる。 | <ul style="list-style-type: none"> 実施までに時間が要する。 直接請求が成立しても、条例を議会で否決した場合は、住民投票が実施できない。 |

(2) 常設型

あらかじめ住民投票の対象となる事項や発議などを定めた条例が常設され、要件を満たしたとき、いつでも投票が実施できるもの。

| メリット | デメリット |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 発議要件を満たした場合、議会の議決を経ないで確実に住民投票を実施できる。 ・ 短期間で実施できる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の濫用を招く恐れがある。 ・ 頻繁に住民投票を実施した場合、大きな経費負担が発生する。 |

5. 自治基本条例と住民投票条例の関係

自治基本条例における住民投票について、具体的な制度を盛り込んでいる自治体とそうでない自治体は以下のとおりである。(主なもの)

| | | | | | |
|----------|--------|-------------|------------|-------------|-----|
| 具体的な制度あり | 常設 | 上越市 岸和田市 | 大和市 稚内市 | 豊中市 静岡市 | 名張市 |
| | 緩和規定あり | 三鷹市 (年齢) | | 伊賀市 (全般的配慮) | |
| | 緩和規定なし | 善通寺市 | 丸亀市 | 吹田市 | |
| 具体的な制度なし | | 札幌市 | 草加市 | 千曲市 | 太田市 |
| | | 川崎市 | 平塚市 | 知立市 | 熊谷市 |
| | | 岐阜市 | 寝屋川市 | 新潟市 | 甲府市 |
| | | 豊田市 | 宝塚市 | さぬき市 | 登別市 |
| | | 四日市市 | 帯広市 | 石狩市 | |
| | | 八戸市 | 苫小牧市 | 花巻市 | |

【住民投票として現行法制度化されているもの】

地方自治法（抜粋）

第七十六条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をすることができる。

3 第一項の請求があったときは、委員会は、これを選挙人の投票に付さなければならない。

第七十八条 普通地方公共団体の議会は、第七十六条第三項の規定による解散の投票において過半数の同意があったときは、解散するものとする。

第八十条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、（中略）議員の解職の請求をすることができる。（後略）

3 第一項の請求があったときは、委員会は、これを当該選挙区の選挙人の投票に付さなければならない。（後略）

第八十一条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、（中略）当該普通地方公共団体の長の解職を請求することができる。

3 第一項の請求があったときは、委員会は、これを当該選挙区の選挙人の投票に付さなければならない。（後略）

第八十三条 普通地方公共団体の議会の議員又は長は、第八十条第三項又は第八十一項第二項の規定による解職の投票において、過半数の同意があったときは、その職を失う。

日本国憲法（抜粋）

第九十五条 一の地方公共団体のみ適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

市町村の合併の特例等に関する法律（抜粋）

第四条（合併協議会設置の請求）

合併協議会の設置協議について、有権者から合併協議会設置の請求があった合併請求市町村の議会が否決し、他のすべての合併対象市町村が可決したときは、合併請求市町村の長または6分の1以上の有権者は合併協議会設置協議について住民投票に付することを請求できる。

【地方公共団体が定める条例によるもの】

地方自治法（抜粋）

第七十四条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例の制定又は改廃の請求をすることができる。

- ② 前項の請求があったときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。
- ③ 普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を召集し、意見を附けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

第一百十二条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

- ② 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定足の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。

第一百四十九条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

- 一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

（後略）